

結城市告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、下館・結城都市計画公園を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年6月15日

結城市長 前場 文夫



記

1 都市計画の種類
公園

2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 8・4・101号 城跡歴史公園
ア 削除する部分

結城市大字結城字川原町の一部
大字大谷瀬字羽黒前の一部

3 縦覧場所
結城市役所都市建設部都市計画課

下館・結城都市計画公園の変更（結城市決定）

都市計画公園中 8・4・101 号城跡歴史公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
特殊公園	8・4・101	城跡歴史公園	結城市大字結城字城跡 字西館 字川原町	約 6.1ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

道路ネットワークの再編に伴い、公園の区域界となっていた都市計画道路 3・4・19 小森・本町線が廃止されたことにより、区域界が不明確となったことから、本案のとおり公園区域について都市計画変更をするものである。

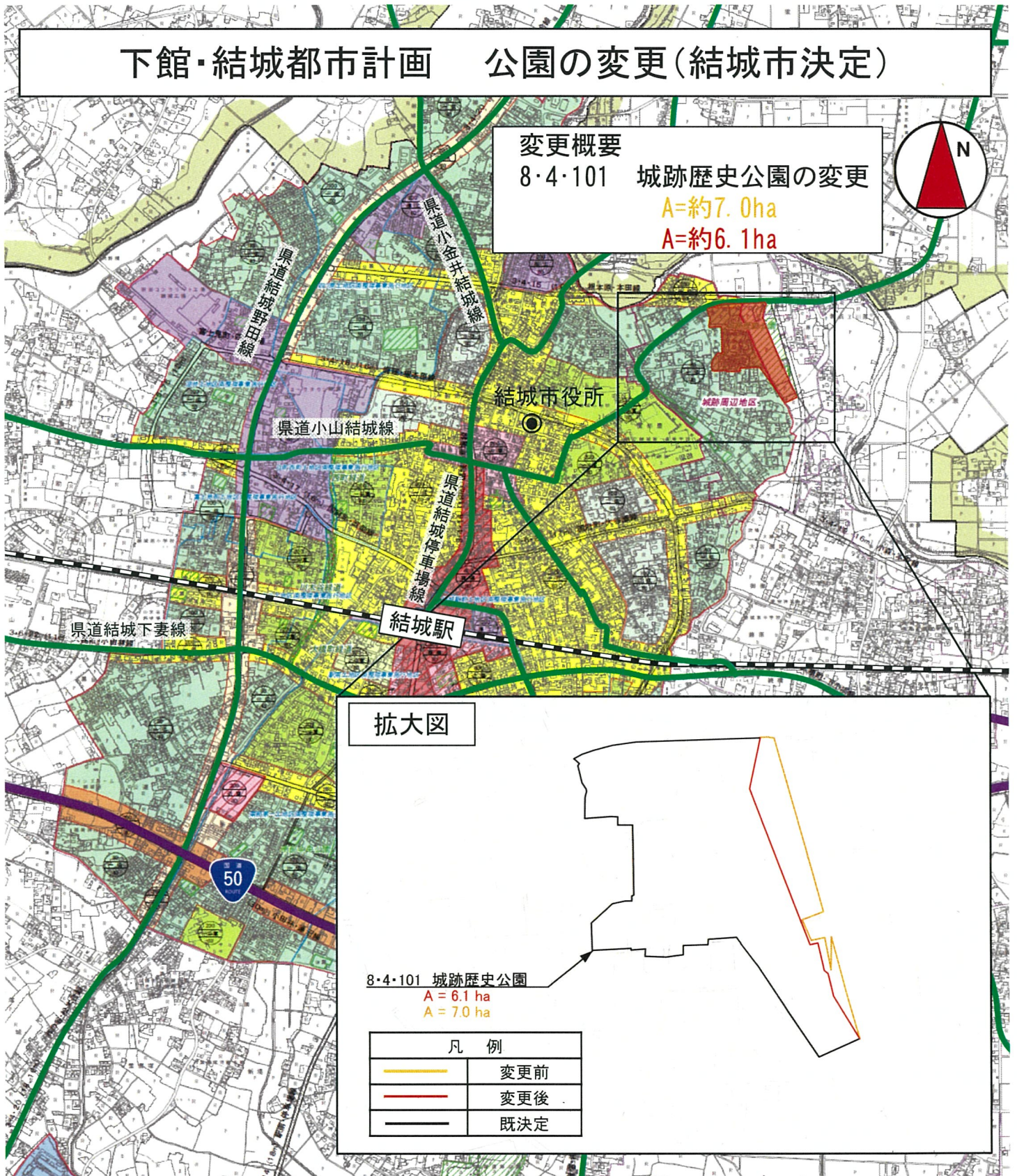
〔3〕 新 旧 対 照 表

8・4・101号 城跡歴史公園

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	特殊公園	8・4・101	城跡歴史公園	結城市大字結城字城跡 字西館 字川原町	約 6.1ha	※面積 及び区 域の変 更
旧	特殊公園	8・4・101	城跡歴史公園	結城市大字結城字城跡 字西館 字川原町 大字大谷瀬字羽黒前	約 7.0ha	

下館・結城都市計画 公園の変更(結城市決定)

変更概要
 8・4・101 城跡歴史公園の変更
 A=約7.0ha
 A=約6.1ha



拡大図



8・4・101 城跡歴史公園
 A = 6.1 ha
 A = 7.0 ha

凡 例	
	変更前
	変更後
	既決定

【変更理由】

道路ネットワークの再編に伴い、公園の区域界となっていた都市計画道路3・4・19小森・本町線が廃止されたことにより、区域界が不明確となったことから、本案のとおり公園区域について都市計画変更するものである。